

平成29年(ラ)第782号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立一部却下決定に対する保全抗告事件

(原審:横浜地方裁判所平成28年(モ)第4061号)

基本事件:横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号

仮処分命令申立事件)

抗告人兼相手方(債権者) 部落解放同盟 外5名

抗告人兼相手方(債務者) 宮部龍彦

2017年5月26日

## 保全抗告理由書

東京高等裁判所第15民事部 御中

抗告人代理人弁護士

河村 健夫



同

山本 志都



同

指宿 昭一



同

中井 雅人



抗告人兼相手方ら(以下「債権者ら」という)は、以下のとおり保全抗告の理由を述べる。抗告人兼相手方宮部龍彦については、以下「債務者」という。

## 第1 原決定の内容

### 1 本件ウェブサイト4についての判断

保全異議における原決定は、本件ウェブサイト4について、「一件記録（債権者ら準備書面1添付の別紙目録7の2枚目以下の下部欄外部分）によれば、同メインページのURLは…本件ウェブページ4のURLとは異なることが認められる」ため、「本件ウェブページ4は、その内容が特定されていないから、その余の争点について判断するまでもなく、債権者らの仮処分命令申立は、いずれも理由がない。」と判断した（17～18頁）

### 2 債権者同盟についての判断

保全異議審における原決定は、個人債権者については、前記「1」を除いて横浜地方裁判所が2016年4月18日付けで行った仮処分決定を維持したが、債権者部落解放同盟（以下「債権者同盟」という）の仮処分命令申立を却下した。

原決定は、「本件出版予定物により招来される差別行為は、同和地区出身者ら各人にに対して行われるものであって、債権者同盟に対して行われるものとは認められ」ないとし、「本件出版予定物の出版等が、債権者同盟の業務遂行を現実に妨げることを認めるに足りる疎明はない」として、本件出版予定物によって、債権者同盟の業務遂行権は侵害されないとの判断を示した（10頁）。

### 3 しかし、これらの判断は全面的に誤っている。

## 第2 原決定の内容の誤り

### 1 本件ウェブサイト4について

#### (1) はじめに

債務者が運営官営していたウェブサイト同和地区wiki「<http://xn--dkr>

xs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/（日本語表記のドメイン名「同和、みんな」）のミラーサイトは、「http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=%E5%85%A8%E5%9C%8B%E9%83%A8%E8%90%BD%E8%AA%BF%E6%9F%BB」（以下、ドメイン部分の「http://douwa.jusyopon.com/」という。）であったが、審理途中で、「https://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/」（本理由書作成時点において閲覧可能）にURLが変更された。もっとも、「https://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/」も「http://douwa.jusyopon.com/」も、「同和、みんな」のミラーサイトであるため、ミラーサイトの元サイトと同一のサイトをつくりだすという性質上、「同和、みんな」と同内容である。

現決定の判断は、債権者らが変更後のURLが記載された疎明資料を提出し、変更前のURLが記載された疎明資料を提出していないことを理由に、本件ウェブサイト4の内容が特定されておらず、その余の争点を判断しないとしている。

しかし、内容の同一性を保ったまま、「A」というURLを、「B」というURLに変更することは可能であり、URLが形式的に異なることのみを理由に実質判断をしなかった原決定には、著しい判断の誤りがあると言わざるを得ない。

## (2) URL変更は可能であること

WordPress Codex 日本語版ウェブページでは、「URLを手動で変更するには、簡単な方法が4つあります。どれもほとんど同じような結果が得られるでしょう。」として、URLの変更方法を紹介している(甲46)。

このように、ウェブサイトの内容の同一性を維持したまま、URLを変更するのは、一定の技術を有する者であれば簡単にできる。

なお、ドメイン以下の部分については、専門的知識がなくとも、ウェブサイトと編集するソフト等を使用すれば容易に変更できる。

### (3) 同一性

ア internet archive 「Wayback Machine」とは

internet archive 「Wayback Machine」とは、非営利法人であって、インターネット上のロボットを使用して、世界中のウェブサイトをコピーすることを目的としており、同ウェブサイトではコピーされたウェブページを閲覧することができる。アーカイブ (archive) とは、保存記録、公文書、公文書館、記録保管所、書庫などの意味を持つ英単語であるが、IT関連の分野では、失いたくないデータを長期的に保管するため、専用の保存領域や記録装置に移動させることを指すことが多い。

すなわち、「Wayback Machine」上で閲覧することができるウェブサイトのコピーは、もともとウェブサイトと内容・体裁等の点においてまったく同一のものなのである。

イ 過去ページ記載について

「Wayback Machine」で、「<http://douwa.jusyopon.com/>」（本件ウェブサイト4のドメイン部分）を検索すると、2016年2月3日最終更新ページ（甲47-1）同月25日最終更新ページ（甲47-2）、同年3月15日最終更新ページ（甲27-3）、同年4月13日付最終更新ページ（甲47-4）を閲覧することができる。そうすると、本件ウェブサイト4と「<http://douwa.jusyopon.com/>」がドメイン部分において一致している以上、甲47により、本件ウェブサイト4の内容が特定できているといえる。

また、2016年2月3日最終更新ページ（甲47-1）同月25日最終更新ページ（甲47-2）、同年3月15日最終更新ページ（甲47-3）には、「このWikiは同和地区wiki (<http://web.archive.org/web/20160209202209/http://xn--dkrxis6lh1g.xn--q9jyb4c/>) の非公式ミラーサイトです。住所でポン！非公式ミラー (<http://web.archive.org/w>

eb/20160209202209/http://www.jusyopon.com/) の管理者が作成・管理しています。」と記載されている。ミラーサイトとは、元のウェブサイトの情報をそのままコピーして表示するものであるから、「http://douwa.jusvopon.com/」と、債務者が管理運営していた「http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/」（ドメイン名「同和.みんな」）の内容が同一であることがわかる。そうすると、「http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/」（ドメイン名「同和.みんな」）の内容は一件記録より明らかであるから、「http://douwa.jusyopon.com/」（本件ウェブサイト4）の内容が特定できているといえる。

#### ウ Redirecting to…について

「Wayback Machine」で、http://douwa.jusyopon.com/（本件ウェブサイト4）を検索すると、2016年5月15日及び同年5月16日については、それらの日付を選択すると、「Got an HTTP 301 response at crawl time」「Redirecting to... http://xn--dkrxs6lh1g.com/」等が表示される（甲48-1、48-2）。しばらくすると画面が切り替わり、現在インターネット上で閲覧可能なミラーサイトURLであるhttp://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/の同和地区wikiのウェブサイトの2016年4月20日最終更新ページが表示される（甲48-3）。

この「Redirecting to」とは、あるURLが入力されると、別のURLに自動的に移行させる仕組みである。俗に「HTTP 301」とは、当該ウェブサイト内の情報が移動したことを表すコードである。通常、ウェブサイトを例えばhttp://aaa.com/からhttp://bbb.com/へURLを変更した場合、検索エンジンは両者を別ものとして認識するが、この301リダイレクトを行うと、検索エンジンが同一ウェブサイトと認識し、検索エンジンの評価を引き継ぐことができる。

つまり、「Wayback Machine」が5月15日に「http://douwa.jusvo

pon.com/」のコピーを取得した日には、「<http://douwa.jusyopon.com/>」の管理者が、すでにリダイレクト設定をしていたため、「Wayback Machine」で5月15日の「<http://douwa.jusyopon.com/>」を表示させようとすると、現在インターネット上で閲覧可能なミラーサイトURLである「<http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/>」の同和地区wikiのウェブサイトが表示されるのである（甲49）。

そうすると、URL「<http://douwa.jusyopon.com/>」で表示される内容は、現在インターネット上で閲覧可能なミラーサイトURL「<http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/>」で表示される内容と同一だといえる。

#### (4) 小括

よって、「<http://douwa.jusyopon.com/>」（本件ウェブサイト4）の内容は、特定されており、債権者らが原審で主張疎明してきたことからすれば、本件ウェブサイト4を債務者が管理運営していることは明らかである。

## 2 債権者同盟についての判断

### (1) 差別行為の対象と業務遂行権の侵害の有無とは無関係である

原決定は、本来は無関係である、差別行為が誰に対して向けられているのか（就職差別や結婚差別の対象となる者は誰か）という問題と業務遂行権の問題を1つのものとして扱い、差別行為の対象でなければ業務遂行権も侵害されないという考え方方に立つものに見える。

たしかに、差別されない権利の侵害のような、個人の人権に基づく人格権の侵害の有無と、差別行為が誰に対して向けられたものなのかという問題は密接不可分である。しかし、債権者同盟が侵害されているのは、法人が有する業務遂行権であり、この業務遂行権は、法人の構成員たる自然人の人格権の侵害と別に、法人そのものの財産権を包含するものとして存在するものと認められる（東京高裁平成20年7月1日決定参照）。とす

れば、業務遂行権の侵害は、法人の円滑な業務の遂行が保全の必要があるほど阻害されているのかという観点からその有無について検討すべきである。

したがって、原決定の債権者同盟の申立て却下の理由は、根本的に誤っている。

## (2) 最高裁平成26年判決は本件に援用できる

### ア 原決定の判断

債権者らが、債権者同盟の業務遂行権侵害の内容を、最高裁判所平成26年12月5日第二小法廷判決（以下「最高裁平成26年判決」という）を援用して根拠づけたところ、原決定は、同判決は本件とは事案を異にし、援用できないと判断した（10頁）。

最高裁平成26年判決は、債務者と滋賀県を当事者としており、債務者が滋賀県の情報開示請求に対する一部非開示決定の取消しを争った事案である。滋賀県が、「地域総合センター」の施設の名称や所在地等をまとめた「要覧」について、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分が適法であるか否かが争点である。同判決は、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならず、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場

面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」とした。これは、差別意識を増幅・助長するという結果が発生するおそれがあることを、県の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという点に結びつけたものである。

原決定は、①同判決が情報公開条例の定める非公開事由への該当性の判断であるのに対して、本件は事前差止めの要件具備の判断であること、②同判決が県の事業に関する判断であるのに対して、本件は私的団体の業務に関する判断であることをもって、同判決と本件とは事案を異にする、としているようである。

#### イ 判断の枠組みは共通である（①について）

しかし、本件が仮処分であるからといって、業務遂行主体の権利の侵害性の有無の判断の枠組み自体が変容するわけではなく、被保全権利の侵害が発生するかは、債権者はそもそも被保全権利を有しているのか、有しているとしてそれが債務者の行為によって侵害されるのかということを判断すれば足る。後者の判断に際して、本件のような性格の業務に関しては、差別意識の増幅、差別行為の助長のおそれがあるかが重要な要素となることを示したのが平成26年判決だといえる。

#### ウ 団体の性質に違いはない（②について）

本決定は、県という公的な法人と債権者同盟という私的法人との違いを強調する。

しかし、そもそも、県の同和対策事業や人権啓発事業は、被差別部落や被差別部落民に対する差別が現実にあることを認め、その差別を解消して、すでに差別によって発生している不平等を是正することを目的と

しており、債権者同盟の業務の目的と同一である（甲1、甲32、甲33、原審債権者準備書面1・2～3頁）。平成26年判決は上告人である県の事業目的を事業の遂行の侵害性の判断と関連づけており、債権者同盟の業務の目的に關しても同様の判断を行うべきである。

また、同和対策事業というのは、そもそも事業主体である自治体だけできることではなく、多くの私的団体がそれと協働することをもって、初めてその目的が達せられるのであって、同和対策事業において、自治体と部落解放運動に関する諸団体は、それぞれのポジションでやっていかなければならない車の両輪のような関係にある。公的団体が行う同和行政業務は保護するのに、上記のような意味で要保護性の高い私的団体の業務が保護の対象とされないというのは著しく均衡を失し、自治体が行う事業の実効性を奪うものである。

### (3) 債権者同盟の業務遂行は具体的に阻害されている

さらに原決定は、債権者同盟の業務遂行が具体的に阻害されたかどうかは疎明されていないということを前提にして、東京高等裁判所平成20年7月1日決定（以下「東京高裁平成20年決定」という）は本件と事案を異にするとした。

疎明資料は追って追加するが、債権者同盟は、原審債権者準備書面1・8～10頁）で主張したとおり、本件出版予定物の出版が強行されようとしたことで、債権者同盟役員は、関係各所への働きかけや債務者らへの対応など、日常的な業務に加えて業務に携わることを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じる事態となった。

よって、東京高裁平成20年決定は本件に援用できる。

### (4) 構成員の人格権の侵害は債権者同盟の業務遂行権の侵害となる

原審決定は、債権者同盟の構成員である個人債権者の人格権の侵害を認めたにもかかわらず、個人債権者らの人格権の侵害が債権者同盟の具体的な業務遂行を妨げることを認めるに足りる疎明はない、と判断した。

しかし、債権者同盟は、構成員が共通に抱く差別解消という目的を「業務」を行うことを通じて実現し、構成員自身が差別からの解放を願いとることをめざす団体である。債権者同盟における「業務」は、経済的な利益追求を目的とする会社における「業務」と比較して、格段に構成員の人格権の実現との親和性が高いといえる。

また、権利能力なき社団では、法人に比して構成員と団体との関係が密接で、業務執行方法の決定には構成員全員の合意が必要であると解されている。債権者同盟は権利能力なき社団であるところ、債権者同盟の権利行使は構成員の個々の権利の総体として行われるものとみることができる。

したがって、債権者同盟のような性質を有する団体において、原審のように、構成員個人の人格権侵害が債権者の行為によって発生していると判断しながら、債権者同盟の業務遂行権が侵害されていないと結論するのは、誤った判断といえる。

## (5) 債権者同盟の主張

- ア 債務者の行為は債権者同盟の業務を阻害することを目的とするものである  
債務者は、債権者同盟の業務は、政治活動を自称したものである（保全異議申立書・4頁）という立場に立ち、原審において、債権者同盟の行った部落解放運動に対して、いくつかの事件を引用して、そのありかた自体が問題を生じさせていると指摘し（債権者準備書面（1）10～12頁）、債権者同盟が本件出版予定物の出版に抗議することは「特定団体の政治的主張」であるとして、自由同和会や全国地域人権運動総連合と対比し、「部落問題を無知と恐怖と不寛容により解決しようとする」と侮蔑する（債

権者準備書面（2）5～6頁）。全国地域人権運動総連合の主張は、乙34のとおりであり、「同和行政をめぐる問題では、これにしがみつく勢力との熾烈なたたかいの中で、大きな流れとして一部に問題を内包しながらも、基本的に特別対策の廃止、同和の枠組みの撤廃、住民自立と融合の促進を全国的に前進させてきました。部落問題解決の逆流勢力とのたたかいでも、無法な『差別糾弾闘争』を許さない世論と運動による包囲、拠点地域での組織的な自滅と著しい衰退、旧『部落』の独自要求の消滅による組織的土台の維持困難など、いずれにおいても逆流勢力は弱体化に直面しています」と、債権者同盟を名指しにしないまでも、債権者同盟と敵対的な立場をあらわしている。債務者は、そのような立場を「知識と対話と寛容により解決しようとする」と評価しており、債務者自身が債権者同盟の運動に敵対していることは、債務者のこれまでの主張から明白である。

また、債務者は、債務者の代表者宮部氏の別名である鳥取ループのホームページに以下のような記事を掲載している（甲49）。

「Q. なぜ同和地区の場所を晒すのですか？

A. 理由は様々ですが、第一に「同和はタブー」だと思い込んでいる人をおちょくるためです。

きっかけは、2007年から2009年にかけて、滋賀県愛莊町というところの役場に同和地区の場所を電話で問い合わせた人が糾弾されたことです。私は同時期に愛莊町に同和地区の場所を情報公開請求（つまりは書面で問い合わせ）したのですが、糾弾されませんでした。なぜなら情報公開請求は条例で認められた行為だからです。だからと言って電話で問い合わせることが禁じられているわけでもないのに、一方だけ糾弾されるのは不公平だし、差別ですね。もちろん、役場も解放同盟もこのことについて説明していません。

2011年に大阪府では不動産屋が同和地区一覧を示す行為が条例

で禁止されました。一方で私は大阪府の同和地区一覧を晒していますが、解放同盟の大会では「法律上はあなたに理がある」と言われています。私は不動産屋ではないので当然です。ただ、もっと重要なのは私が掲載した同和地区一覧の元になったのは部落解放同盟の関連団体が作成し、解放出版社が出版した書籍だということです。この書籍は大阪府知事も読むことを推奨していたものです。もちろん、この事実について大阪府も解放同盟もまともに反論できません。

とすると、行政や解放同盟は「部落問題解決のため」と言いつつ、「知識のない人」や、「立場上反論できない人」をターゲットにして、「弱い者いじめ」をしているとしか思えないわけです。

そして、「建前だけの秘密」を利用して、啓発・教育いう名目で行政や企業から利益を引き出し、金儲けしている人がいることは事実です。NTTとかトヨタ系企業とか、名だたる企業で人権同和研修がありましたが、そういうことです。何十年も部落問題を解決できずにいる人が、偉そうな顔をしていつまでも問題を長引かせています。

無意味におちょくっているわけではなく、おちょくられるような事をしている人がいるからおちょくっています。」

以上の引用からも分かるように、債務者の行動は、徹頭徹尾、債権者同盟の活動を妨害したいという欲求に起因しており、債権者同盟の業務遂行権の侵害こそが債務者の目的である。

原決定のような判断は、そのような債務者の目的を容認する結果を導きかねない。

#### イ 債権者同盟の活動の成果の無効化は業務遂行権の侵害となる

債権者らが原審で主張したとおり、債権者同盟は、部落問題とは部落差別の存在を容認し助長している社会関係の問題であると位置付け、結婚、

就職、居住などの人が人として生きていく中で発生する差別について、被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組んできた。部落情報に関する主な取組みの具体的な内容は、準備書面1・5~7頁で主張したとおりである。

債務者の行為は、部落情報がリストアップされた情報に誰もが容易にアクセスする状況を作り出すものであって、本件ウェブサイトは、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがありわめて高い。これは、上述したような債権者同盟のこれまで行ってきた取組みによる成果を全て無効化するに等しいものであって、そのことは債権者同盟の現在及び傷害の活動に著しい支障を生じさせる。

以上

平成29年(ラ)第782号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立一部却下決定に対する保全抗告事件

(原審:横浜地方裁判所平成28年(モ)第4061号)

基本事件:横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号

仮処分命令申立事件)

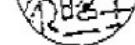
抗告人兼相手方(債権者) 部落解放同盟 外5名

抗告人兼相手方(債務者) 宮部龍彦

## 証拠説明書(甲46~甲49)

2017年5月26日

東京高等裁判所第15民事部 御中

債権者ら代理人弁護士	河 村 健 夫	
同 山 本 志 都		
同 指 宿 昭 一		
同 中 井 雅 人		

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

号証	標　　目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
4 6	サイト URL の 変更	2017年 5月 21 日 写	WordPress Codex 日本語 版	URLを手動で変更するに は、簡単な方法が4つある こと。	
4 7 - 1		2016年 2月 3 日			
4 7 - 2	「 Wayback Machine」での 「 <a href="http://douwa.jusyopon.com/">http://douwa.jusyopon.com/</a> 」 の表示	2016年 2月 25 日 写	Wayback Machine	<a href="http://douwa.jusyopon.com/">http://douwa.jusyopon.co m/</a> のURLで表示された 同和地区 wiki ミラーサイ トの存在とその内容。	
4 7 - 3		2016年 3月 15 日			
4 7 - 4		2016年 4月 13 日			
4 8 - 1		2016年 5月 15 日		「Wayback Machine」で、 「 <a href="http://douwa.jusyopon.com/">http://douwa.jusyopon.c om/</a> 」(本件ウェブサイト 4)を検索すると、201 6年5月15日及び同年5 月16日については、それ らの日付を選択すると、 「Got an HTTP 301 response at crawl time」 「Redirecting to ... <a href="http://xn--dkrxs6lh1g.com/">http://xn--dkrxs6lh1g.com/</a> 」等が表示され ること。	
4 8 - 2	Redirecting to...表示	2016年 4月 21 日 写	Wayback Machine		
4 9	「 Wayback Machine」での 「 <a href="http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki">http://xn--dkr xs6lh1g.com/wi ki</a> 」の表示	2016年 4月 20 日 写	Wayback Machine	甲4 8が表示された後しば らくして、画面が切り替わ り、現在インターネット上 で閲覧可能なミラーサイト U R L で あ る <a href="http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki">http://xn--dkrxs6lh1g.com/ wiki</a> の同和地区 wiki のウ ェブサイトの2016年4 月20日最終更新ページが 表示されること。	

# サイト URL の変更

提供: WordPress Codex 日本語版

WordPress のシングルインストールでは、「設定 → 一般設定」画面に「WordPress アドレス (URL)」と「サイトアドレス (URL)」という2つの欄があります。これらは「ホーム」および「サイト URL」設定と呼ばれることがあります。両方とも、WordPress がサイトのインストール場所を理解するために重要な設定です。管理画面やフロントエンドの URL 表示をコントロールしたり、WordPress のコード内で使われたりしています。

- 「サイトアドレス (URL)」設定は、WordPress サイトに読者がアクセスするために使うアドレスです。
- 「WordPress アドレス (URL)」設定は、WordPress のコアファイルを配置する場所のアドレスです。

**注:** 両方の設定には `http://` の部分を含め、最後はスラッシュ ("") をつけないようにしてください。

時々これらの設定を変更（または修正）する必要がある場合もあります。片方または両方の値を変更してサイトが正しく動作しなくなった時などです。このページでは、この設定を管理画面以外から直接変更する方法を紹介します。

WordPress を引っ越し際のための追加情報も含まれていますが、壊れた状態のサイトを正しく直したいだけの場合は無視してください。

**注:** 以下の手順はシングルインストールの WordPress 向けのものです。WordPress マルチサイトをお使いの場合は、データベースを手動で編集する必要があります。

## 目次

- 1 サイト URL の変更
  - 1.1 `wp-config.php` の編集
  - 1.2 `functions.php` の編集
  - 1.3 リロケート・メソッド
    - 1.3.1 コードの仕組み
    - 1.3.2 ステップ
  - 1.4 データベースで URL を直接編集する
- 2 サイトの引越し
  - 2.1 テーブル接頭辞の変更
  - 2.2 テンプレートファイルの編集
  - 2.3 設定ファイルの編集
  - 2.4 プロフィールの確認
  - 2.5 `.htaccess` ファイルの編集
  - 2.6 その他気をつけること

2017/6/21

## サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

- 2.6.1 GUID についての重要な事項
- 2.7 マルチサイトについて気をつけること
- 2.8 wp-cli

## サイト URL の変更

サイト URL を手動で変更するには、簡単な方法が4つあります。どれもほとんど同じような結果が得られるでしょう。

### wp-config.php の編集

wp-config.php ファイルで、サイト URL を手動設定できます。以下の2行の "example.com" をサイトの正しいアドレスに置き換え、wp-config.php ファイルに追加してください。

```
define('WP_HOME', 'http://example.com');
define('WP_SITEURL', 'http://example.com');
```

これは最適な方法とは言えないかもしれません。サイトの値を決め打ちしているだけです。この方法を使うと、サイトの一般設定ページで値を変更することはできなくなります。

### functions.php の編集

これらの値を間違って変更したとしても、サイトへの FTP アクセスができる場合は以下の方法でサイトを元の状態に戻すことができます。

1. サイトに FTP 接続し、現在有効化されているテーマの functions.php をコピーする。これをテキストエディタで編集し、サイトへ再アップロードすることになります。
2. 最初の "<?php" 行のすぐ後に以下の2行を追加する。

```
update_option('siteurl', 'http://example.com');
update_option('home', 'http://example.com');
```

もちろん、example.com ではなく自分の URL を使ってください。

3. ファイルをサイトの元あった位置にアップロードする。
4. ログインまたは管理画面を何度か読み込み直す。サイトが元の状態になっているはずです。

**重要** function.php ファイルに追加した行をそのままにしないこと。サイトが元に戻ったらすぐに該当行を削除してください。

"Note": テーマフォルダ内に functions.php ファイルがない場合は、"functions.php" という新規テキストファイルを作成します。これをテキストエディタで開き、以下の内容を追加してください。example.com は自分のサイトの URL に変更します。

```
<?php
update_option('siteurl', 'http://example.com');
update_option('home', 'http://example.com');
```

2017/5/21

## サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

現在有効化されているテーマのディレクトリにアップロードし、上記のステップ4を行います。その後ファイルを削除してください。

## リロケート・メソッド

WordPress はサイトを別のサーバーに移す時にサイトをすぐに動作させるのをサポートするため、自動リロケートメソッドに対応しています。

### コードの仕組み

`wp-config.php` ファイルで `RELOCATE` が定義されている場合（次の章を参照）、`wp-login.php` の以下のコードが実行されます。

```
if ( defined( 'RELOCATE' ) && RELOCATE ) { // 引越しフラッグを設定
    if ( !isset( $_SERVER['PATH_INFO'] ) || ( $_SERVER['PATH_INFO'] != $_SERVER['PHP_SELF'] ) )
        $_SERVER['PHP_SELF'] = str_replace( $_SERVER['PATH_INFO'], '', $_SERVER['PHP_SELF'] );
    $url = dirname( set_url_scheme( 'http://'. $_SERVER['HTTP_HOST'] . $_SERVER['PHP_SELF'] ) );
    if ( $url != get_option( 'siteurl' ) )
        update_option( 'siteurl', $url );
}
```

## ステップ

1. サーバー上の `wp-config.php` を開く（またはダウンロードする）。
2. "define" 宣言の後（「編集が必要なのはここまでです！」という行の直前）に、新しい行を追加し `define('RELOCATE',true);` と入力する。
3. `wp-config.php` ファイルを保存する。ステップ1でダウンロードした場合は上書きアップロードする。
4. ブラウザを開き、新サーバーの `wp-login.php` へ移動する。例えば、新しいサイトが `http://example.org` の場合は `http://example.org/wp-login.php` とブラウザのアドレスバーに入力する。
5. 通常と同じようにログインする。
6. ブラウザのアドレスバーを見て、正しいサーバーにログインしているかどうか確認する。正しい場合は管理画面で「設定 > 一般設定」へ移動し、アドレス設定が両方とも正しいかどうか確認する。変更を保存するのを忘れないように。
7. 全て正しく修正されたら、`wp-config.php` を編集してステップ2で追加した内容を削除する。再度リロケートメソッドを使う予定がある場合は、行をコメントアウトするか `true` を `false` に変更してもよい。

**注:** `RELOCATE` が `true` に設定されている場合、ログイン画面にアクセスした際のパスを使ってサイト URL が更新されます。これで新しい URL で管理画面を使うことができるようになりますが、それ以外の設定を変更するわけではありません。他の設定は手動で変更する必要があります。

**重要** `RELOCATE` 定数を `wp-config.php` ファイル内に残しておくのはセキュリティ上問題があります。これを行うと、攻撃者が一部の設定内におけるサイトの URL を好きなものに変更することができるからです。作業後は必ず、`RELOCATE` の行を `wp-config.php` から削除しましょう。

2017/5/21

サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

## データベースで URL を直接編集する

ホスティングサービス上の phpMyAdmin にアクセスできる場合は、データベース内の値を直接変更してサイトをもとに戻すとよいでしょう。

1. データベースのバックアップを行い、サイト外にコピーを保存する。
2. phpMyAdmin にログインする。
3. WordPress のデータベースへのリンクをクリックする。データベース内のテーブル一覧が表示される。
4. この一覧で `wp_options` を探す。**注:** テーブル接頭辞 `wp_` をインストール時に変更した場合は名称が異なるかもしれません。
5. 表示 アイコンをクリックする。`wp_options` テーブルのフィールド一覧が表示される。
6. `option_name` フィールドのカラムで、`siteurl` を探す。**注:** `wp_options` 内には複数のページがあるので、ページ送りを使って探す。
7. 通常は行の一番左にある編集アイコン（エンピツ）をクリック。
8. `option_value` の入力欄で、新しい URL を入力する。
9. 間違えていないか確認し、「実行する」をクリックして保存。
10. `wp_options` テーブルに戻るので、今度は `home` フィールドを探して編集アイコンをクリック。
11. `option_value` の入力欄で、新しい URL を入力して保存する。

## サイトの引越し

サイトのある URL から別の URL に移動する際、新しいサイトの URL 情報が適切に認識されるよう手動でデータベース内のデータを修正する必要があることもあります。この作業を補助するツールはたくさんあり、通常は手動の修正の代わりにそれらを使うべきです。

以下は、情報としてのみ提供しています。このデータは完全ではなかったり間違っていたりする可能性があります。

WordPress をあるシステムから別のシステムに移動しようとしている場合は、まず WordPress の引越しのページを呼んでください。

## テーブル接頭辞の変更

多くの WordPress 管理者と同じように、`wp-config.php` ハックを使いひとつのデータベースで複数のインストールを運営しているかもしれません。これらのハックの多くには動的にテーブル接頭辞を設定するような変更が含まれており、テーブル接頭辞を変更する場合には `prefix_usermeta` ユーザーメターテーブル内の項目を必ず更新する必要があります。

上記のセクションと同じく、SQL の変更是永久的なものであり、まずデータベースをバックアップすべきであることを忘れないで下さい。

サイトのテーブル接頭辞を変更する場合、ユーザーメターテーブル内のテーブル接頭辞も変更するようにしてください。こうすることで、新しいサイトが古いサイトでの権限を正しく認識してくれるでしょう。

```
UPDATE `newprefix_usermeta` SET `meta_key` = REPLACE(`meta_key`, 'oldprefix_', 'newprefix_');
```

2017/5/21

サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

## テンプレートファイルの編集

WordPress テーマ内で、各テンプレートファイルを開いて以前のサイト URL を探して新しいものと置換しましょう。`sidebar.php` や `footer.php` などに手動で入力したリンクを探してみてください。

WordPress は  `bloginfo()` というテンプレートタグを使い、管理画面 > 設定 > 一般設定で入力した情報を元に自動的にサイトアドレスを生成します。テンプレートファイル内のタグは変更されません。

## 設定ファイルの編集

データベースが移動したり、何か変更があったりした場合は WordPress の設定を更新する必要があります。

1. 設定ファイルを更新する必要があるのは以下の場合のみです。
  1. データベースが他のサーバーに引っ越しされ、`localhost` で運用されていない
  2. データベース名を変更した
  3. データベースのユーザー名を変更した
2. `wp-config.php` ファイルのバックアップコピーを作成する。
3. テキストエディタで `wp-config.php` ファイルを開く。
4. データベースホストの項目 (`http://codex.wordpress.org/Editing_wp-config.php#Database_host`)を探して更新する。
5. ファイルを保存する。

この時点で、WordPress サイトが正しく動作しているはずです。

## プロフィールの確認

1. 管理画面で、設定 > 一般設定に移動します。ここで、上記「[Changing\_The\_Site\_URL#Changing\_the\_URL URL の変更]」で行った変更が正しいか確認します。
2. **WordPress アドレス (URL)** に新しいアドレスが含まれているか確認する。
3. **サイトアドレス (URL)** に新しいアドレスが含まれているか確認する。
4. もしここで変更を行った場合は変更を保存をクリック。

## .htaccess ファイルの編集

管理画面 > 設定 > 一般設定で情報を変更した後、パーマリンクや URL リライト、リダイレクトを実行している場合は `.htaccess` ファイルを更新する必要があります。

1. `.htaccess` ファイルのバックアップを作成する。これは推奨ではなく必須の作業です。
2. `.htaccess` ファイルをテキストエディタで開く。
3. 自分で追加したカスタムリライトやリダイレクトを探す。これらを他のテキストファイルにコピーして安全に保つておく。
4. ファイルを閉じる。
5. パーマリンク画面の支持に従って `.htaccess` ファイルのパーマリンクを更新する。

2017/5/21

サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

6. 新しくなった .htaccess ファイルを開き、カスタムリライトやリダイレクトがまだあるかどうか確認する。なかつたばあいは、保存しておいたファイルからペーストして .htaccess ファイルに書き写す。
7. カスタムリライトやリダイレクトに新しいサイトのアドレスを反映させる。
8. ファイルを保存する。
9. リダイレクトなどをテストし、きちんと動作しているか確かめる。

もしも間違った場合はバックアップからのデータベースの復元を行い再度試すことができます。

## その他気をつけること

サイトを引っ越し際には、他にもアドレスを修正するために変更する必要があるかもしれません点があります。

1. 画像リンク: 画像リンクは wp\_posts テーブルの "post\_content" に保存されています。上で紹介したコードと似たようなものを使って、画像リンクを更新できます。
2. wp\_options: 上で言及した "siteurl" と "home" 項目以外にも option\_value 内で更新が必要なことがあります。例えば "upload path" や、一部のプラグイン関連項目（ウィジェット、統計情報、サイトマップなど、インストールしたものによる）などです。
3. 古い URL を含むウィジェットを修正するには、外観 > ウィジェット画面からの更新が必要な場合もあります。
4. 残っている項目がないかどうか、データベースの一斉検索を行いましょう。変更したものが何なのか必ずしっかりと理解し、誤って置換したものがないかどうか各項目を確認しましょう。
5. マルチサイトネットワークを運用していたり、複数のサイトを持っている場合は、データベース内の URL インスタンスを置換する必要があります。URL は各サイトのテーブルを含む複数のテーブルに保管されています。置換する場合は最新の注意を払い、変更する前にフィールドが何を意味しているか理解しておきましょう。以下にある「GUIDについての重要事項」を読んで変更すべきでないものを知っておいてください。
6. 注: 'dashboard\_incoming\_links' 内のデータベースオプションテーブルに旧 URL を見つけた場合、このオプションを削除するか無視してください。これはバージョン 3.8 以降使われていません。

How To: Move Your WordPress Blog to a New Domain (<http://wphacks.com/how-to-move-wordpress-blog-new-domain-name/>) - エクスポート・インポート機能を使った新しいドメインへのサイトの引越し

## GUID についての重要事項

上記の作業を行いデータベース内で直接 URL を変更している際、wp\_posts テーブルの "guid" カラム内に URL が含まれているのに気付くかもしれません。

このフィールドに含まれる内容は変更しないことは非常に重要です。

"GUID" という言葉は "Globally Unique Identifier (グローバル一意識別子)" の略です。このフィールドには「すべてのスペースと時間に置いてユニークであり、絶対に変更されない」という投稿の識別子が含まれています。GUID フィールドは主に、WordPress のフィードを作

2017/5/21

サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

るのに使われます。

フィードリーダーがフィードを読み込む際、GUID フィールドの内容を使って項目が以前に表示されたことがあるかを認識します。やり方は色々ありますが、最も一般的な方法は過去に表示された項目の GUID の一覧を保持し、「既読としてマーク」のようにするものです。

したがって、GUID を変更するとフィードリーダーが突然ユーザーの購読画面ですべてのコンテンツを新しいものとして表示してしまいます。これは、ユーザーをイライラさせてしまうかもしれません。

GUID フィールドが「グローバルで（全世界的に）」ユニークであるために、URL または何らかの URL 的表現が使われるというのが受け入れられている慣習です。このため、もしもあなたが example.com ドメインを保有している場合、あなたしか example.com を使っている人はいないため、これはあなたとあなたのサイトにとってユニークであると言えます。これが WordPress がパーマリンクやそのような形式を GUID に使っている理由です。

しかし、GUID は絶対に変更してはなりません。ドメインを変更しても、新しいアドレスに移動したとしても投稿はやはり同じ投稿です。新しい URL のフィードを読み込んだフィードリーダーは過去にユーザーが投稿を読んだかどうか認識する必要があるため、GUID は同じものに保つ必要があります。どんな状況においても、GUID カラムの内容は絶対に変更しないでください。

もしデフォルトアップロードフォルダを他の位置に移動させる必要がある場合、posts テーブルの `post_content` カラムでメディア URL を更新する必要があります。例えば、デフォルトのアップロードフォルダが `wp-content/uploads` から `images` へ変更となる場合は以下のとおりです。

```
UPDATE wp_posts SET post_content = REPLACE(post_content, 'www.domain.com/wp-content/uploads', 'www.domain.com/images');
```

## マルチサイトについて気をつけること

WordPress マルチサイトの移動ページを参照。

### wp-cli

wp-cli (<http://wp-cli.org/>) は非常に便利なシェルツールです。

```
wp search-replace 'example.dev' 'example.com' --skip-columns=guid
```

または、このオプションだけ変更したい場合は以下を実行します。

```
wp option update home 'http://example.com'
wp option update siteurl 'http://example.com'
```

最新英語版： WordPress Codex » Changing The Site URL （最新版との差分 ([http://codex.wordpress.org/Changing\\_The\\_Site\\_URL?diff=cur&oldid=157516](http://codex.wordpress.org/Changing_The_Site_URL?diff=cur&oldid=157516))）

「[https://wpdocs.osdn.jp/%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%88\\_URL\\_%E3%81%AE%E5%A4%89%E6%9B%84](https://wpdocs.osdn.jp/wiki/index.php?title=%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%88_URL_%E3%81%AE%E5%A4%89%E6%9B%84)」から取得

カテゴリ： 上級トピック

2017/5/21

サイト URL の変更 - WordPress Codex 日本語版

- このページの最終更新日時は 2016年7月26日 (火) 10:35 です。
- 特に記載がない限り、内容は（お問い合わせください）のライセンスで利用できます。

2017/5/12

同和地区(被差別部落) 非公式ミラー



## メインページ

提供: 同和地区(被差別部落) 非公式ミラー

## 同和地区Wikiの趣意

同和地区Wikiの目的は、全ての同和地区（別名・被差別部落、未解放部落、あるいは単に「部落」、路地）の正確な情報を調査することです。

上記の目的以外の、二次的な目的・思想信条・所属団体・社会的立場といったことは一切問いません。ただ「同和地区を特定する」という共通の目的を持つ人々によりこのWikiは作られます。

このWikiは同和地区wiki (<https://web.archive.org/web/20160209202209/http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/>) の非公式ミラーサイトです。住所でポン！非公式ミラー (<https://web.archive.org/web/20160209202209/http://www.jusyopen.com/>) の管理者が作成・管理しています。

荒らしを防止するため、このサイトは編集ができません。2016年2月3日現在のデータをもとに、作成されています。

## メインコンテンツ

[全国の同和地区](#)

[論考・参考情報](#)

[文献](#)

[提供情報](#)

[便利ツール](#)

## 凡例

[編集方針](#)

[用語の定義](#)

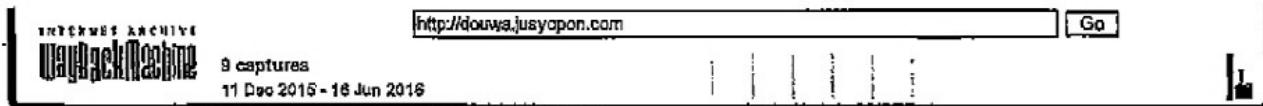
[編集者の心得](#)

「<http://douwa.jusyopen.com/index.php?title=メインページ&oldid=5422>」から取得

- このページの最終更新日時は 2016年2月3日 (水) 17:23 です。
- このページは 52,941 回アクセスされました。
- 特に記載がない限り、内容はパブリック・ドメインのライセンスで利用できます。

2017/5/12

同和地区(被差別部落) 非公式ミラー



## メインページ

提供: 同和地区(被差別部落) 非公式ミラー

## 同和地区Wikiの趣意

同和地区Wikiの目的は、全ての同和地区（別名・被差別部落、未解放部落、あるいは単に「部落」、路地）の正確な情報を調査することです。

上記の目的以外の、二次的な目的・思想信条・所属団体・社会的立場といったことは一切問いません。ただ「同和地区を特定する」という共通の目的を持つ人々によりこのWikiは作られます。

このWikiは同和地区wiki (<https://web.archive.org/web/20160302065632/http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/>) の非公式ミラーサイトです。住所でポン！非公式ミラー (<https://web.archive.org/web/20160302065632/http://www.jusyopon.com/>) の管理者が作成・管理しています。

荒らしを防止するため、このサイトは編集ができません。2016年2月25日現在のデータをもとに、作成されています。

## メインコンテンツ

全国の同和地区

論考・参考情報

文献

提供情報

便利ツール

## 凡例

編集方針

用語の定義

編集者の心得

「<http://douwa.jusyopon.com/index.php?title=メインページ&oldid=5887>」から取得

- 
- このページの最終更新日時は 2016年2月25日 (木) 23:07 です。
  - このページは 62,063 回アクセスされました。
  - 特に記載がない限り、内容はパブリック・ドメインのライセンスで利用できます。

2017/5/21

同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー

IN INTERNET ARCHIVE  
WaybackMachine

37 captures  
21 April 2016 - 4 Jan 2017

<http://xn--dkx86h1g.com/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%BF>

Go

MAR APR MAY  
◀ 21 ▶ About this page  
2015 2016 2017 Archive

## メインページ

提供: 同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー

### 目次

- 1 「部落地名総鑑」事件は部落解放同盟の自作自演である
- 2 部落地名総鑑どころか「同和地区」「被差別部落民」を作った部落解放同盟
- 3 なぜ「私たち」は差別されるのか、知る権利があります
- 4 部落解放同盟は「部落」を「解放」する団体でなく「部落」や「部落地名総鑑」を「作った」団体
- 5 同和地区を作った者は必ず「部落地名総鑑」を持っている
- 6 部落解放同盟が「部落地名総鑑」を隠蔽したがるのは同和地区を作った事実の発覚を恐れているため
- 7 同和地区Wikiの趣意
- 8 編集方法
- 9 非公式ミラーサイトについて
- 10 メインコンテンツ
- 11 凡例
- 12 出典

## 「部落地名総鑑」事件は部落解放同盟の自作自演である

「全国部落調査」はこちらから閲覧できます。 <https://justpaste.it/tdxm>

<http://www.slideshare.net/ssuser6b3ae1/ss-61028155>

また部落解放同盟構成員が作った部落地名総鑑「50年のあゆみ」はこちらから閲覧できます。

<http://files.totoriloop.miya.be/data/%EF%BC%95%EF%BC%90%E5%B9%B4%E3%81%AE%E3%81%82%E3%82%86%E3%81>

同じく部落地名総鑑「40年のあゆみ」の製作者は以下の通り、部落解放同盟関係者と大阪市の役人である。

- 実行委員長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 会長 吉田信太郎
- 副委員長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 副会長 戸田政穂 ←部落解放同盟矢田支部長。矢田事件で有罪。
- 副委員長 <https://ja.wikipedia.org/wiki/矢田事件>
- 副委員長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 副会長 南元秀彌
- 副委員長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 副会長 南田秀雄
- 副委員長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 副会長 岡山武史 ←部落解放同盟浪速支部長 <http://www014.upp.sonnet.ne.jp/senku/07-10nijime.html>
- 副委員長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 参与 大賀正行
- 副委員長 大阪市市民局 理事 山幡一雄
- 事務局長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 常務理事 中本順一
- 事務局次長 社団法人大阪市同和事業促進協議会 事務局長 中嶋正春
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 会計理事 大川恵美子
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 南田則夫
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 井上千昭
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 原田幸悦
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 塚本津世志
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 北井忠三
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 安永静夫
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 本村信一
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 野村君一
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 松川寿男
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 戸田政昭
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 理事 三輪嘉男
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 監事 川辺芳註
- 実行委員 社団法人大阪市同和事業促進協議会 顧問 狹間忠夫
- 実行委員 大阪市同和事業促進日之出地区協議会 会長 中田登
- 実行委員 大阪市同和事業促進飛鳥地区協議会 会長 鈴木春海
- 実行委員 大阪市同和事業促進南方地区協議会 会長 塚本勇
- 実行委員 大阪市同和事業促進浪速地区協議会 会長 大西治二
- 実行委員 大阪市同和事業促進浪速地区協議会 会長 中田寛二

2017/5/21

## 同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー

The screenshot shows a search result from Internet Archive. The URL is [http://xn--dknx56h1g.com/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%83%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%8C...](http://xn--dknx56h1g.com/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%83%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%8C). The page title is '同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー'. The page content lists names and titles of various officials involved in the project, such as the Executive Director of the大阪市教育委員会事務局 (辻本啓介), the Director of the 大阪市同和事業促進協議会 (吉川三代子), and the Director of the 大阪市市民局同和対策部 (内田萬和). The date of capture is 21 Apr 2016 - 4 Jun 2017.

- 実行委員 大阪市教育委員会事務局 同和教育企画室長 辻本啓介
- 事務局 社団法人大阪市同和事業促進協議会 総務部長 吉川三代子
- 事務局 社団法人大阪市同和事業促進協議会 業務部長 吉田信彦
- 事務局 大阪市同和事業促進加島地区協議会 事務局長 西岡武継
- 事務局 大阪市同和事業促進矢田地区協議会 事務局長 村井早登恵
- 事務局 大阪市市民局同和対策部 管理課長 内田萬和
- 事務局 大阪市市民局同和対策部 企画調整課長 梶垣洋次
- 事務局 大阪市市民局同和対策部 指導課長 宇野清水
- 事務局 浪香同和地区解放会館 館長 酒井修
- 事務局 南方同和地区解放会館 館長 向本恒夫
- 事務局 大阪市市民局総務部 社会課長 宇野耕作
- 事務局 大阪市教育委員会事務局同和教育企画室 連絡主幹 伯井徳行
- 事務局 社団法人大阪市同和事業促進協議会 事務局職員 二口亮治
- 事務局 社団法人大阪市同和事業促進協議会 事務局職員 古川正志

部落解放同盟長野県連合会が作った部落地名総鑑「差別とのたたかい」はこちらになる。

差別とのたたかい

部落解放同盟は自ら部落地名総鑑を出版しておきながら、第三者が部落の地名を公表すると差別だと批判する矛盾を説明しないまま現在に至る。

[1]

<http://totoriloop.miya.be/blog/2011/03/19/大阪府の同和地区一覧/>

部落解放同盟は自ら作成した部落地名総鑑の存在を知られることを恐れて「同和地区wiki」の削除を要求しているものと見られる。「同和地区wiki」は部落、同和地区の学術的研究を目的に作られており、現にこのコンテンツは全て「部落学」「差別学」等社会科学の学術書、新聞記事等の事実に基づいて作られている。さらに「部落地名総鑑を批判する部落解放同盟自体が部落地名総鑑を作っている事実を告発する為」にも作成されている。「同和地区wiki」のコンテンツが差別ならば、引用元の書籍の著者(部落解放同盟等)も差別者であり、現在大学や行政で行われている部落、同和地区に関する研究、調査、出版の一切は差別として取り締まるべきであろう。差別文書を作った当事者が、その差別を告発する側を差別者として口封じするような不正は断じて許してはならない。

## 部落地名総鑑どこか「同和地区」「被差別部落民」を作った部落解放同盟

このように結構差別や就職差別に繋がる「部落地名総鑑」は「大阪市同和事業促進協議会」(後の大阪市人権協会)や「大阪府同和事業促進協議会」が出版している。共にこれらの団体は「部落解放同盟大阪府連合会」の構成員を兼務している。

さらに「大阪市同和事業促進協議会」も「大阪府同和事業促進協議会」も「同和地区」を作った当事者である。国会の会議録には以下のような発言がある。

第072回国会 内閣委員会 第8号

昭和四十九年二月二十六日（火曜日）

午前十時三十九分開議

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/072/0020/07202260020008c.html>

○東中委員 時間がありませんので、次の問題に移りたいと思うのです。

これは、文部省関係であります、大阪市で一昨年の夏から問題が起っておるわけでありますけれども、やはり同じ浪速区の大園小学校というのがあります。ここでの構造の改築について、大阪市教育委員会によると、地元PTA、学校などの強い要望に基づいて、本年度、すなわち昭和四十七年度中にこれを完成させる約束で、その実施計画を進めてまいりました。そういう関係にあった学校であります。非常に構造が老朽しておって、改築することになっておった。

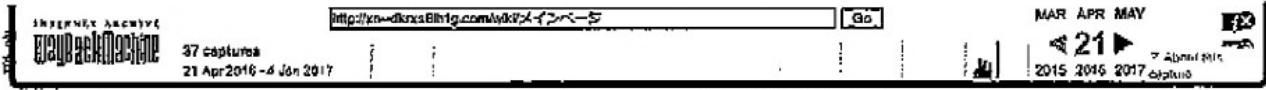
ところが、同じ年の九月十九日に、大阪市長は、この学校の校下の一地域であります、大園町一丁目、二丁目、三丁目を新たに同和行政事業対象地域に指定した。ところが、この指定の経過については、その地域に住んでおる人たちは全然知らないわけです。知らされていなかった。

十二月十六日付のPTA会長と校長の名前による保護者への、同和行政対象地区と本校の関係についての経過報告という文書、これを見ますと、浪速地区同和事業促進協議会より大阪市同和地区促進協議会に申し入れられて、地区指定をすべきであると大阪府の同促協で決定し、これを受けた大阪市が、十分考へられた結果、去る九月十九日に市長の決裁で地区指定をしたものであります。それが十二月十六日段階になって、そういう文書をわざわざ保護者に送らなければいかぬというような状態であります。

ところが、ここでこの学校が、いわゆる同和推進校になるかならぬか、地区指定があれば当然そうなるわけでありますけれども、それをめぐって同和推進校になるということになれば、学校の建て方が変わってくるんだということで、この老朽化した講堂の改築工事の着手は止められたのです。そして今日に至ってもまだ建たない、こういう事態になっておるわけであります。こういう同和行政というの、一体あり得るのかどうか。

2017/5/21

同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー



昭和48年、大阪市浪速区大園町1～3丁目の住民は「大阪市同和事業促進協議会」「大阪府同和事業促進協議会」の「部落解放同盟」構成員と「大阪市長」の勝手な計らいにより知らぬ間に自分の住む町が「同和地区」にされてしまい、突如「被差別部落民」にさせられ、以降知らぬ間にそれを理由に差別されていたのである。

## なぜ「私たち」は差別されるのか、知る権利があります

「私たち」はなぜ被差別部落民になってしまったのでしょうか？部落や同和地区は「いつ」「だれが」決めたのでしょうか。部落解放同盟や行政が「同和地区」や「部落地名総鑑」を作っていたことが明らかになり、それが原因で「被差別部落民」がいる以上、その理由について被差別部落民にさせられた「私たち」には「知る権利」があります。

「同和地区Wiki」では「同和地区」の場所や「部落地名総鑑」の文献をあえてそのまま掲載しています。

- そもそも「私たち」が差別されている対象なのかを明確にするため
- 「私たち」が差別の対象だと分かったときに、差別の根元である「同和地区」を決めたり「部落地名総鑑」をつくった相手を特定し説明責任を求めるため
- 「同和地区」を決めたり、「部落地名総鑑」をつくった者の差別性をさらけ出すため

というのが理由です。

「同和地区Wiki」では差別の酷さを社会におおやけにするため、あえて何が「部落地名総鑑」であり、どこが「同和地区」なのかもおおやけにしています。真に部落差別を無くすため、この点を皆様にご理解願いたく存じます。

## 部落解放同盟は「部落」を「解放」する団体でなく「部落」や「部落地名総鑑」を「作った」団体

部落解放同盟はあたかも「同和地区Wiki」が部落地名総鑑であるかのように喧伝し削除を要求していますが、ご覧いただければお分かりになるように、「同和地区Wiki」は部落解放同盟や行政等が作った部落地名総鑑をそのまま掲載しています。つまり「同和地区Wiki」が部落地名総鑑ならば、彼らが作った眞偽も間違いなく部落地名総鑑なのです。部落解放同盟は自ら部落地名総鑑を作ったと認めたことになります。

また上記の通り、部落解放同盟は「同和地区(部落)」を作った団体です。名前とは裏腹に部落解放同盟は部落を「解放」などしていません。その彼らが「同和地区Wiki」に削除を要求するのは自分たちが「部落地名総鑑」や「同和地区」をつくっていたことを「隠し通したい」からに他なりません。「同和地区Wiki」をご覧の司法や行政、マスメディアの方々は、部落解放同盟こそが部落差別を生み出している事実に気付いていただきたく存じます。また安易に彼らの口車に乗り、「同和地区Wiki」の削除が正当だと思わないでいただきたく存じます。

## 同和地区を作った者は必ず「部落地名総鑑」を持っている

「同和地区」は厳密には、「被差別部落」とは違います。「同和地区」という概念が生まれたのは1961年(昭和36年)です。[2]国、地方自治体のような「行政」が部落解放同盟等の「同和地区」の要請により、「同和対策綱要」の実現のために「同和地区」が決められました。つまり、行政も部落解放同盟も「同和地区」の場所を網羅した「部落地名総鑑」を持っています。逆を言えば「部落地名総鑑」が無ければ「同和対策綱要」は実現できませんでしたし、「同和地区」もできませんでした。部落解放同盟構成員が後悔である「大阪府同和事業促進協議会」「大阪市同和事業促進協議会」が「部落地名総鑑」を作っていたのは彼らが「同和地区」を決めた当事者だからです。

## 部落解放同盟が「部落地名総鑑」を隠蔽したがるのは同和地区を作った事実の発覚を恐れているため

このように同和地区を作った当事者であり、部落地名総鑑をも作った部落解放同盟はなぜ「部落地名総鑑は差別凶器」と喧伝するのでしょうか？そうして部落地名総鑑を隠蔽しておかないと、部落解放同盟自身が同和地区を作り、部落差別を生み出した最大の原因である事実が明るみになるからです。

## 同和地区Wikiの趣意

同和地区Wikiは、全ての同和地区(別名・被差別部落、未解放部落、あるいは単に「部落」、路地)の正確な情報を調査すること、および部落地名総鑑や同和地区は誰がつくったのかを明らかにすることにより、被差別部落民が同和地区出身だと知られたとしても「同和地区」とは部落解放同盟や行政が恣意的に決めた場所でしかなく、一般地区と何ら違はないことを理解させ、その事実を社会や世間に知らしめ、部落に対する差別意識を無くし、更に部落差別を解消することを目的とします。

「同和地区Wiki」は「同和地区」や「部落地名総鑑」を作った者の団体や個人の詳細を掲載しています。「私たち」被差別部落民はなぜ差別されるのか「知る権利」があり、彼らには「説明責任」があります。部落解放同盟等の一員には「同和地区Wiki」により「自分が部落出身だと疑われた」等として「個人情報」「プライバシー情報」の侵害を理由に「同和地区Wiki」を削除要求する者がいます。お分かりのように「同和地区を作ったのは部落解放同盟」自身です。彼ら自身が同和地区を作って公表し、自ら住んでいるにも関わらず、同和地区出身だと第三者に公表されると差別だと主張するのは「言いがかり」であり「エセ同和行為」でしかありません。部落解放同盟にとってはプライバシー

2017/5/21

## 同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー

INTernet ARCHIVE  
Day Back 2016  
57 captures  
21 Apr 2016 - 4 Jun 2017

MAR APR MAY  
21  
2015 2016 2017 About this...  
CREATe

これは不特定多数に対する犯罪的行為であり断じて許してはなりません。

部落解放同盟の一人一人は「同和地区」を作り、「部落地名総鑑」を作り、結果多くの被差別部落民の「プライバシーを侵害」し人物侵襲したことについて説明する義務があります。その説明責任を課すため「同和地区Wiki」では部落地名総鑑の署名(部落解放同盟構成員の氏名)をあえて隠すことになりました。<sup>[3][4][5]</sup>

部落研究者や部落解放同盟からも「部落の隠蔽こそが差別」「部落地名総鑑の公開は正当」との主張があります。「部落地名総鑑の公開は差別」というのは部落解放同盟内の一部の意見でしかなく、決して部落解放同盟を代表する統一的な見解ではありません。

「取り組みのおおきな目標は、たとえ自分の生まれ育ったところが部落だと分かっても差別されないような社会を作るということが目標であります。部落を隠したりすることが、差別からの解放ではない。部落だと分かっても差別されない社会を作ろう。家族に障害者がおっても障害者差別を受けないような社会をつくろう。こういうことであります」(近畿大学教授・奥田均)<sup>[6]</sup>

「部落民でありながら、それを隠すことは、自分自身に対して部落差別をしていることだ」(部落解放同盟東京都連合会書記長・奥田均)<sup>[7]</sup>

「部落民としての誇りを持てば苦しみがなくなる」<sup>[8]</sup>、「(小笠原政子教諭は)差別におびえ苦しんでいることだろう。部落民としての誇りを持ち、部落民宣言をさせて、苦しみを取り除いてあげるべきだ」<sup>[9]</sup>、「同和教育課長は、自分の姿にさえ部落民宣言をさせることができない差別者である」<sup>[10]</sup>、「部落民宣言をしない小笠原政子は、差別者である」<sup>[11]</sup>、「(部落出身の)父親のことに触れたくないと思うのは、父親に対する差別である。草薙の陰で泣いているだろう」<sup>[12]</sup>、「一つ橋小事件を振り返って、私は一切自分自身が間違っていたとは思っていません」<sup>[13]</sup>(部落解放同盟高知市協・森田益子議長による部落民宣言の強要についての見解)

「鳥取ループの運営する現象が、『全国部落調査』を刊行するそうです。ぼくはこの出版自体は良いことだと思います。なぜなら、水平社運動宣言に書かれた『従多であることを誇りうるときがきたのだ』という言葉と、『住んでいるところを隠す』のは矛盾しているからです。なぜ誇りをもっている故郷を隠さねばならないのか」(ノンフィクション作家・上原善広)<sup>[14]</sup>

「引用されたネット上の内容が部落差別を助長するというなら、原資料である公刊された審稿の内容は部落差別を認引することにはならないのかとの疑問が起こる。」

「私は公刊された『10年の歩み』(私の父は大阪市同僚協の理事を勤めており、そのときに書いた著書である)は、当時の被差別部落の厳しい実態を、その改善に取り組む地区住民及び大阪市当局の動きに則して紹介するものであり、公開(広く読まれること)が前提とされており、ネット上に掲載されることも問題はないと考えている。」<sup>[15]</sup>

1) 部落かどうか尋ねること。

2) 部落かどうか調べること。

3) 部落かどうか教えること。

1)はダメで、2)「部落かどうか調べること」、これもダメだということです。これ調べることは不可能じゃないです。国家行政に行けば殆んど拘っていますから、兎ようと思えば見られるのです。これは閲覧自由ですから、「同和はごわい考」に前しては封書にしていましたが、広島のある図書館では「同和はごわい考」は見せなかったそうですが、そんなあほなことをやったそうです。3)ですが、「部落かどうかを教えること」教えない、これが一番弱なことだと思いますね、何故かと言えば、「佐吉は部落ですか」と聞いたときに、わたしは「うんそうだよ」と答える、部族民だということがあるからかもしれないけれど、ところが皆さんが、私が名乗って言うわけですから、「聞いただけれど佐吉って部落ですか」とみなさんは聞かれて「うんそうや」と答えたら、「部落かどうか教えた」ことになりますから、差別者になるわけです。これでいえば、われわれの口を閉ざすだけじゃなくて、部落問題を解決しようとしている人の口まで全部閉ざしてしまう。こんなことおかしいとぼくは思って反対しています。」<sup>[16]</sup>

「私は以下の三点によって、部落の所在地はオープンにされるべきだと考えている。

①全國水平社が研究者に差別用語を含め、部落の地名明示について門戸を開いた時点で、被差別部落の所在地についてオープンにされたものと考える。今まで少なく、水平社創立宣言には「エタであることを誇り得る時が来たのだ」と記っている。

②1969年の「同和対策事業特別措置法」下の33年間、被差別部族は対策事業の受益者として、被差別部落である事實を部落住民は受け入れてきた。それ故、各自治体への「同和対策事業によってつくられた施設の所在地はどこですか」との問い合わせに、自治体側は拒否できず、明らかにせざるを得ない。

③もともと被差別部落は地域社会に根差した差別事象である点から考えるなら、地域社会において「明示する」ことに重をしつづけることは困難であり、むしろ私たち自らが積極的に「寝た子を起こすな」とする人々と戻ってきた運動にも逆行するものである。」<sup>[17]</sup>(部落解放同盟大阪府連住吉支部・住田一郎)

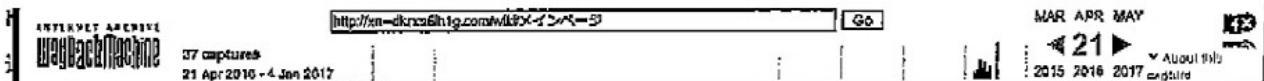
「いまから思えば、水平社結成時点で全国の部落の所在地を発表すべきだった。あるいは隣後にリセットされたとき公表すべきでした」「地名総鑑という本は、なんら悪いものではない。それを利用した企業が悪いのです」(作家・塩見龍一郎)<sup>[18]</sup>

## 編集方法

編集者は、Tor (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://nинекай.hateblo.jp/entry/2013/07/14/212845>) を導入の上、以下のアドレスからアクセスすることを要します。Torなしでの編集はできません。Torの使用は読者・編集者を保護するためのもので、サーバーを保護することを目的としていません。

2017/5/21

## 同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー



現在のところ最終的な体裁が定まっていないので、ひとまず各自自由に編集してください。それをもとに、徐々に体裁を整えていきます。

ファイルをアップロードするには、ユーザー登録してログインしてください。左側に「ファイルをアップロード」が表示されます。

## 非公式ミラーサイトについて

このWikiは同和地区wiki (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://xn--dkrxs6lh1g.xn--q9jyb4c/>) の非公式ミラーサイトです。住所でポン！非公式ミラー (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://www.jusyopon.com/>) の管理者が作成・管理しています。

2016年4月18日現在のデータをもとに、作成されています。

## メインコンテンツ

全国の同和地区

参考・参考情報

文献

提供情報

便利ツール

## 凡例

編集方針

用語の定義

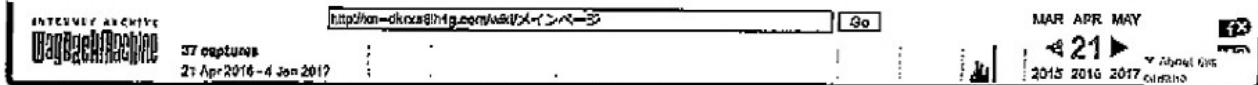
編集者の心得

## 出典

- ↑ なお毎日新聞2016年4月8日付の記事において、住吉隣保事業推進協会の友永健三理事長が「最近で右被差別部落の所在地情報がインターネット上で流布される」旨述べているが <http://potato.2ch.net/test/read.cgi/femnewsplus/1460126634/1-5> <http://mainichi.jp/articles/20160408/ddi/k27/040/372000c> その部落地名総鑑には友永健三氏が経営する「すみよし隣保館」を運営委託された「社団法人大阪市人権協会」が作製した「50年のあゆみ」があり <http://spwww.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000059659.html> また友永健三氏が所長をつとめる社団法人部落解放・人権研究所が作成した「大阪の同和事業と解放運動」がある。 <https://kotobank.jp/word/友永健三-1095219>
- ↑ <https://ja.m.wikipedia.org/wiki/同和地区>
- ↑ 部落解放同盟は全国部落調査の出版差止を請求している。訴状の中で部落解放同盟は自らを部落民を代表する「債権者」と位置付け、その債権に基づき差止請求できる旨主張しているが、部落解放同盟は同和地区wikiと債権や債務を持つような契約をしていなかつたり、移転可能な財産権である「債権」を移転不可能な人格権に適用しようとしたり、構成員とされる部落民が日本全国の全部落民ではなく部落解放同盟構成員の5名だけであったりする点で注目すべき教訓となる。なお「人格権」が侵害されたため「債権」を請求している「部落民」の5名は「実名を公表」しており、絶版禁錮(部落解放同盟執行委員長)、片岡明幸(部落解放同盟埼玉県連委員長)、西島原彦(部落解放同盟中央書記長)、藤川正樹(部落解放同盟神奈川県連伊勢原支部支部長)、宮越順子(部落解放同盟埼玉県連委員長)である。なお5名は全員裁判の陳述書で自らの「出身地を公表」しており、部落の地名の公表停止を要求する陳述書自体が部落地名総鑑となっている。<http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/横浜地裁-H28-3-22/2016-3-28-審尋期日/>
- ↑ かつて「全国部落調査」を出版した「中央融和事業協会」は1925年に創立された「政府の外郭団体」であり、出版差止が認められた場合、一度公表された公文書を再度廃止することとなるだけでなく司法と行政が信託した情報統制となる点で異例な裁判例となる。[http://shiryo.suishinkyoukai.jp/memento/m\\_pdf/m2.pdf](http://shiryo.suishinkyoukai.jp/memento/m_pdf/m2.pdf)
- ↑ 「中央融和事業協会」の中心人物である山本政夫は「部落解放同盟」の前身である「部落解放全国委員会」の結成に携わっている。「全国部落調査」の元ネタを作った団体から部落解放同盟は生まれており、部落解放同盟は部落の場所を公開・発布した過去を反省せず他人事として部落地名総鑑を批判・譲るする「マッチポンプ」「自作自演」を行っている。 <https://kotobank.jp/word/山本政夫-1118643> <https://ja.m.wikipedia.org/wiki/部落解放全国委員会>
- ↑ 2013年7月23日、鳥取市での演説 メディア:奥田均講演.ogg
- ↑ 竹原宋吉『練馬に生きて』54頁
- ↑ <https://ja.wikipedia.org/wiki/一ツ橋小学校事件>
- ↑ 「高知の人権裁判」小笠原政子 (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://archive.is/FuceS>)
- ↑ 「高知の人権裁判」小笠原政子 (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://archive.is/FuceS>)
- ↑ 「高知の人権裁判」小笠原政子 (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://archive.is/FuceS>)
- ↑ 「高知の人権裁判」小笠原政子 (<http://web.archive.org/web/20160421210213/http://archive.is/FuceS>)
- ↑ 森田益子『自力自闘の解放運動の軌跡』241頁

2017/5/21

## 同和地区(被差別部落)Wiki 非公式ミラー



17. ↑ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs/publication/asset/newsletter/48.pdf>

18. ↑ 塙見幹一郎『どうなくす？ 部落差別』72, 80頁

↑<http://xn--dkrxs6lh1g.com/index.php?title=%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%83%83%9A%E3%83%BC%E3%82%BF&oldid=8364> から取得

- 
- このページの最終更新日時は 2016年4月20日 (水) 00:07 です。
  - このページは 343,995 回アクセスされました。
  - 特に記載がない限り、内容はパブリック・ドメインのライセンスで利用できます。